

「特別自治市」など多様な大都市制度の 創設に関する要望書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の創設について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成25年11月7日

全国市議会議長会
指定都市協議会
会長 橋村芳和
(京都市議会議長)

「特別自治市」など多様な大都市制度の創設に関する要望

地方分権を進めるうえでは、住民にとって身近な行政はできる限り住民に最も身近な自治体が完結的に実施できるよう、基礎自治体に権限と税財源を移譲し、地域の特性や行政需要に適応したまちづくりを効果的に推進できる体制を構築していくことが、最も基本となるべきものである。

こうした中であって、昭和31年に発足した政令指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体であるとともに、各都市圏の中核都市として、人口の集中や産業・経済活動の集積に伴う大都市特有の行財政需要に対応しながら、都市行政の最先端都市として、全国の諸都市を先導する役割を果たしている。

しかしながら、現行の大都市制度である指定都市制度は、50年以上前に暫定的に創設された制度であり、日本の成長を牽引する都市力を有する指定都市であっても、自治制度上の位置づけが極めて不十分であり、十分な権限と財源を与えられていないため、指定都市は大都市特有の行財政需要に的確に対応するための行政サービスの在り方や市民参加・協働による市政運営の更なる推進への対応が課題となっている。

このような問題を解消し、また、多様な行政ニーズに対応しながら指定都市が総合的、自立的に行政運営を行い、さまざまな行政課題を迅速に、効率的に解決することができるよう地方分権を進めていくためには、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

第30次地方制度調査会は、大都市制度の在り方について本格的な議論を行い、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を促すとともに、特別区制度の他地域への適用や特別市（仮称）など新たな大都市制度に関する答申を取りまとめた。

国においては、今回の答申を一つの契機として、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、本年9月、地方分権改革推進本部で取り扱うこととされたところであるが、これは、第一歩に過ぎず、真の分権型社会の実現のためには、特別市（仮称）創設に当たっての課題とされた事項や多様な大都市制度について、検討を更に進め、次期地方制度調査会においても、大都市制度の在り方を諮問事項とし、指定都市の意見を踏まえた調査審議を継続していくべきである。

については、昨年成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市、新潟で進めている大都市制度など、地域に応じた多様な大都市制度の実現を図るよう引き続き強く要望する。